

# 令和元年度（平成31年度）第10回

## 愛南町定例農業委員会議事録

|   |   |        |      |       |        |      |
|---|---|--------|------|-------|--------|------|
| 招集年月日   | 令和2年1月24日(金) 午後4時00分～午後5時00分  |        |      |       |        |      |
| 招集の場所   | 役場本庁3階 大会議室   |        |      |       |        |      |
| 出席委員<br><u>12名</u><br><br>欠席委員<br><u>2名</u>                   | 議席番号  | 農業委員氏名 | 出欠の別 | 議席番号  | 農業委員氏名 | 出欠の別 |
|   | 1   | 和喜田 重則 | 出    | 8     | 土居 尚行  | 欠    |
|   | 2   | 畑田 藤志郎 | 出    | 9     | 河野 仁   | 出    |
|   | 3   | 岡添 葛代  | 出    | 10    | 西崎 梅一  | 出    |
|   | 4   | 孝野 覚也  | 出    | 11    | 尾崎 春夫  | 出    |
|   | 5   | 山口 深   | 出    | 12    | 田中 定嘉  | 出    |
|   | 6   | 西口 孝   | 欠    | 13    | 谷口 八千代 | 出    |
|   | 7   | 太田 憲男  | 出    | 14    | 浜田 暁   | 出    |
| 議事録署名人  | 1   | 和喜田 重則 |      | 2     | 畑田 藤志郎 |      |
| 職務のため<br>総会に出席<br>した者の氏名<br><br>推進委員<br>1名<br><br>事務局職員<br>2名 | 職名  | 氏名     |      | 職名    | 氏名     |      |
|   | 推進委員  | 高平 幸和  |      | /     |        |      |
|   | 事務局職員   |        |      |       |        |      |
| 事務局長  | 吉村 克己   |        | 課長補佐 | 加洲 能子 |        |      |
| 会議の内容   | 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について<br>議案第2号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について<br>議案第3号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)<br>議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 |        |      |       |        |      |

令和元年度(平成 31 年度)第 10 回愛南町定例農業委員会次第

|        |  |
|--------|--|
| 事務局    | <p>只今から令和元年度(平成 31 年度)愛南町農業委員会第 10 回定例総会を開会致します。</p>   |
| 議長(会長) | <p>(会長挨拶)</p>  |
| 事務局    | <p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>   |
| 議長(会長) | <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 12 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 1 番、和喜田 重則委員と 2 番、畑田 藤志郎委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>  |
| 事務局    | <p>議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 34 番、御荘平城 3732 番 1、地目・面積は畑・296 m<sup>2</sup>でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 35 番、城辺甲 3835 番 2、地目・面積は田・330 m<sup>2</sup>でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>以上 2 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p> |
| 議長(会長) | <p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんが欠席のため、事務局よりご報告を受けたいと思います。34 番お願い致します。</p>  |

|        |  |
|--------|--|
| 事務局    | <p>場所は、書店の西隣になります。譲受人は、現在松山市に居住していますが、出身地である愛南町に帰ることにしました。今回、申請地を買い受けて、住宅を建設したいということで申請が出されております。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>          |
| 議長(会長) | <p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>  |
| 議長(会長) | <p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>  |
| 委員     | <p>(異議なし)</p>  |
| 議長(会長) | <p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。<br/>35番お願ひ致します。</p>   |
| 委員     | <p>同じく一般個人住宅の建設に伴う所有権の移転と農地の転用です。場所は城辺中学校の正面、正門すぐ近くの田んぼです。ここは以前から耕作はされておられません。今回、譲受人が家を建てるとということで、申請が出ました。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p> |
| 議長(会長) | <p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>  |
| 議長(会長) | <p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>  |
| 委員     | <p>(異議なし)</p>  |
| 議長(会長) | <p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。<br/>次に議案第2号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>                          |
| 事務局    | <p>議案第2号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明</p>   |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 8 番、小山 458 番外 2 筆、地目・面積は田・1,083 m<sup>2</sup>でございます。場所は、東小山集会所の北西、直線距離で 700mほど離れたあたりになります。</p> <p>受付番号 9 番、中玉 301 番、地目・面積は畑・81 m<sup>2</sup>でございます。場所は、東海公民館中玉分館の隣になります。</p> <p>受付番号 10 番、防城成川 371 番、地目・面積は畑・80 m<sup>2</sup>でございます。場所は、防城成川集会所の南西、直線距離 20mで、成川バス停の北側になります。</p> <p>いずれの対象地の調査年月日は令和元年 9 月 20 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。航空写真をご覧くださいますと、いずれの対象地も雑木が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用は見込まれないものと思われます。以上 3 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p> |
| 議長(会長) | <p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>  |
| 委員     | <p>荒廃農地にしたら、5 反要件がなくても、名義変更はできるのではないか。</p>   |
| 事務局    | <p>今回非農地になった場合には、現況地目に合わせた雑種地とか、そういうものになってきますので、農地から外れます。しぼりは、かかってなくなります。付け加えますと、農振農用地では、認めていません。非農地にはなりません。農地として判断します。</p>  |
| 議長(会長) | <p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>   |
| 委員     | <p>(異議なし)</p>  |
| 議長(会長) | <p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p>  |

|               |  |
|---------------|--|
| <p>事務局</p>    | <p>次に議案第 3 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 3 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 141 番は再設定で、御荘平山 115 番 1、地目・面積は畑・4,004 m<sup>2</sup>のうち 1,500 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物はデコポン、期間は 2 年でございます。</p> <p>受付番号 142 番は再設定で、増田 1908 番、地目・面積は畑・751 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 143 番は再設定で、増田 1912 番外 2 筆、地目・面積は畑・3,652 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 144 番は再設定で、増田 1913 番、地目・面積は畑・5,489 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 145 番は再設定で、増田 1923 番、地目・面積は畑・1,338 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 146 番は再設定で、増田 1924 番、地目・面積は畑・4,079 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 147 番は再設定で、増田 4877 番、地目・面積は田・1,886 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・葉タバコ、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 148 番は新規で、御荘平山 1300 番外 2 筆、地目・面積は畑・1,991 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 149 番は新規で、上大道 236 番外 1 筆、地目・面積は田・2,747 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 150 番は新規で、上大道 257 番外 1 筆、地目・面積は田・2,669 m<sup>2</sup>のうち 1,851 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は柿、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 151 番は再設定で、増田 2430 番、地目・面積は田・1,236 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>以上 11 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p> |
| <p>議長(会長)</p> | <p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>   |

|     |   |
|-----|---|
| 委員  | <p>増田で再設定が出ているが、非常に熱心な方で、皆さんにも一回見てもらったらいと思う。近所には、トマトを作っている方や、この前で柿を作る方がいる。大月の農園でかなり柿を植えている。本業はみかんらしいけど。愛南町でも、農地を探しとる。</p>   |
| 事務局 | <p>場所は、広域農道を作る際に、山を開拓して圃場整備をしている。畑専用として。</p>  |
| 委員  | <p>149 番の方ですが、借りる側の方は 0 m<sup>2</sup>ですが。今回の農地の面積は、2700 m<sup>2</sup>？</p>  |
| 事務局 | <p>この方は、現在、松山在住でIターンとして、愛南町に来たいと。農業をしたいということで、この農地をお借りして、まず始めると。将来的には、農地をどうするかは未定です。</p>  |
| 委員  | <p>いずれ、買うの？</p>   |
| 事務局 | <p>これを買うかどうかは、まだわかりません。今は、この農地をお借りしますが、農地を取得したいとなったときに、どうするかです。</p>   |
| 委員  | <p>この場合、5 反要件はどうなる？</p>   |
| 事務局 | <p>3 条などの農地法と、利用権のほうでは、違うと思うのですが、これについて、確認し、後ほど説明します。</p>   |
| 事務局 | <p>先ほどの面積の件ですが、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認というかたちなのですが、まず特徴としましては農地法第 3 条の許可が不要ということが、最初にあります。一般的な要件としましては、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行う。必要な農作業に常時、従事すること。というようになっています。この中で、面積要件というのは、こちらも少し勉強不足で、この面積だからこうだというのが説明できないところなのですが。明確に書かれていないので。農業経営基盤強化促進法のほうは、面積はかかわってこないと。皆さんが良ければ、今回はこれでいかがでしょうか。</p> <p>149 番ですが、農地法の 3 条であれば、面積要件を満たしていないというかたちで成立はしないとこなのですが、農地法にも書かれているようですが、</p> |

|               |   |
|---------------|---|
|               | <p>権利・移動及び転用の制限等についてというかたちで、賃借権につきましては、農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない、とあります。この限りではないというのが、農業経営基盤強化促進法の第 19 条の規定により公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって同法第 4 条第 4 項第 1 号の権利が設定され、また移転される場合、というかたちに書かれております。この分に今回の件につきましては当たりますので、面積要件に限らず承認していただければと思います。</p>   |
| <p>議長(会長)</p> | <p>只今、事務局より説明がおわりましたので、再度ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>  |
| <p>議長(会長)</p> | <p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>   |
| <p>委員</p>     | <p>(異議なし)</p>   |
| <p>議長(会長)</p> | <p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p> <p>議案第 4 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議、を議題と致します。提案理由といたしまして、愛南町農業委員会として高い倫理観を持ち、法令遵守の徹底について申し合わせをするため。とありますが、その経緯について、少し話させていただきますと、全国農業委員会会長代表者集会のほうで、昨年 10 月、市町において農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されたと。農業委員会の農地法違反等に関する不祥事は本件を含め、過去 1 年間で 4 件となり、この間農林水産省より 2 回の綱紀粛正の通知があったと。一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものであり、その影響の大きさは計り知れない。と議案にありまして、今回の申し合わせ決議ということになっております。</p> <p>農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可にかかる事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1.農業委員会が担っている職務と責任を改めて自</p> |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>覚し、法令にのっとり適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2.農業委員・農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。以上を、議案として提出させていただきます。これに関しまして、どうかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p> |
| 委員     | <p>不祥事というのは？</p>  |
| 議長(会長) | <p>昨年 10 月に、新聞に載った件もありましたよね。過去一年間で4件あったということで、それが、全国農業委員会会長代表者集会のほうで議案にあがっていました。</p>  |
| 委員     | <p>議事録の公表は？</p>   |
| 事務局    | <p>議事録については、ホームページで公表しています。そのかわり、個人名などの個人情報については、抜いています。</p>  |
| 議長(会長) | <p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>  |
| 委員     | <p>(異議なし)</p>   |
| 議長(会長) | <p>では、高い倫理観を持ち法令遵守を徹底して活動することを、よろしく願います。</p> <p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>   |



以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長 河野 仁

議事録署名人

和喜田 重則

議事録署名人

和田 藤志郎